

国民経済計算調査会議
第1回FISIM検討委員会議事録

平成16年7月22日

内閣府経済社会総合研究所

1. 日 時 平成16年7月22日(木) 14時00分～15時50分

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室(4階404号室)

3. 出席者

(FISIM検討委員会委員)

井原委員長、作間委員、佐々木委員、高木委員、林委員、藤井委員

(常時出席者)

日本銀行調査統計局統計企画担当総括企画役 (代理出席 大森 徹)

(経済社会総合研究所)

香西経済社会総合研究所長、牛嶋経済社会総合研究所次長、荒井総括政策研究官、
法専総括政策研究官、杉田総務部長、飛田国民経済計算部長、鈴木国民生産課長、
百瀬分配所得課長、甘利国民資産課長、川島価格分析課長、佐藤地域・特定勘定課長

4. 議 事

- (1) 委員紹介
- (2) 会議の体制について
- (3) 会議の公開について
- (4) 今後の審議予定について
- (5) 課題の検討

5. 配布資料

- (1) 国民経済計算調査会議 FISIM検討委員会 委員名簿
- (2) 国民経済計算調査会議の組織図
- (3) 国民経済計算調査会議の公開について
- (4) FISIM検討委員会の今後のスケジュール
- (5) FISIMの検討にあたっての基本的なポイント
 - 参考資料

分配所得課長 それでは時間がまいりましたので、ただいまから第1回F I S I M検討委員会を開会いたします。

まず初めに、内閣府経済社会総合研究所所長の香西よりごあいさつ申し上げます。

経済社会総合研究所長 内閣府経済社会総合研究所所長の香西と申します。よろしく申し上げます。F I S I M検討委員会を開催するに当たりましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず当委員会の委員を快くお引き受けいただきましてまことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、国民経済計算部では、2000年基準への改定作業を行っておりまして、国勢調査や産業連関表等の大規模な統計を踏まえて、各種新しい名目値その他全面的に改定の作業を行っているところでございます。

F I S I M検討委員会の仕事もそれと関連しているわけでございますけれども、ご案内かと思いますが、従来、帰属利子方式で金融業の生産を計算しておりましたけれども、93SNAにおきましては、これにかわってF I S I Mを導入するということが勧告されているわけであり、93SNAの策定段階では、ただし、そのF I S I Mに関する概念が十分練られていなかったというようなことがあり、国際間でもなお議論が継続していたわけございまして、我が国は2000年に93年の国際基準、93SNAに移行したわけでございますけれども、当時開かれた国民経済計算調査会議では、精力的にご審議をいただきましたけれども、その時点においては導入を見送るという結論に到達されたというふうに伺っております。その後、国際的な議論も一応終息に向かっておりまして、なお幾つかの課題は残されているかと思っておりますけれども、主な点については大体整理がついてきたという状況になっております。私どもとしましては、基準改定の機会をとらえまして、この問題を改めて検討するというところで、今回F I S I M検討委員会を開催させていただくことにした次第でございます。

F I S I Mは欧州諸国では2005年に採用するということが予定されているようであります。しかし、これによりまして、GDPに若干の変化を来すこともございますし、長期遡及作業をどうするかといったような問題もございます。いろいろ問題点もあるかと思っておりますが、こういった点を十分ご検討いただきまして、適切な推計方法を見出させていただくようお願いしたいと考えております。皆様の一層のご指導をお願いして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

分配所得課長 お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

お手元の資料に議事次第、資料1から5、ちょっと厚い参考資料、それから、この参考資料のリストのところには書いてありませんけれども、季刊「国民経済計算」のF I S I Mに関する論文を2本、補5と6という形で配付してあります。

それでは、資料2をご覧ください。

資料2では、このF I S I M検討委員会、これは去る4月21日の国民経済計算調査会議におきまして新規に設置が決定されました。当検討委員会はF I S I M、これは間接的に計測される金融仲介サービスという日本語訳になっておりますけれども、これにつきまして専門的な観点から調査審議を行うために設置されました。

委員長は、規定によりまして総会の際、井原委員が指名されております。

委員名簿が資料1として配付されておりますので、名簿の順にご紹介させていただきます。

井原委員長、作間委員、佐々木委員、高木委員、林委員、藤井委員。

このF I S I Mの委員会はメンバー6名でございますけれども、本日は全員ご参加でございます。

それでは委員長、司会をお願いいたします。

井原委員長 それでは、私の方で司会をさせていただきます。井原でございます。委員会の運営を全力で務めさせていただきたいと思っております。

私は、実はこのSNA、それから金融ともに専門家というわけではございませんで、両方も土地勘があるというところがございますので、皆様の知識またアイデアを存分にお聞きいたしまして、この課題というのをまとめさせていただきたいと思っております。

それではまず、事務局から事務関係の議題についての説明をお願いしたいと思います。

分配所得課長 それでは、議事の(2)会議の体制、(3)の会議の公開についてご説明いたします。

まず、(2)です。当検討委員会は、課題の検討が終了するまで設置されますけれども、総会において、委員の任期が3年と定められておりますので、おおむね3年以内には議論を取りまとめることとさせていただきます。これより早く検討が終了する場合も考えられます。また専門委員の任期につきましても、委員同様に最高で3年間とさせていただきたいと考えております。

次に、F I S I M検討委員会の公開につきましては、資料3のところ公開の関係はありますけれども、今年4月の総会の決定に従って、この資料3のとおりとさせていただきたいと考えております。国民経済計算調査会議の公開について規定されております。

その1、会議は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

2、会議資料。会議において公開された資料は、議事要旨の公表にあわせて公表する。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、会議資料の全部または一部を非公開とすることができる。

3、議事録は、会議の終了後一定期間を経過した後に公表する。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部または一部を非公表とすることができる。

4、議事要旨は、会議の終了後速やかに公表する。

本検討委員会も調査会議の一部としてこの要領に基づき公開されます。本検討委員会の公開を制限する場合は、委員長から議長にご相談いただくことになります。

以上でございます。

井原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局のご説明に関しまして何か質問等がございましたら、どうぞ、ご発言いただければと思います。

それから、これからの議事のやり方でございますけれども、ご発言をされる際には、机の上にネームプレートがございますけれども、それを立てていただけますでしょうか。ネームプレートの立っている方を順次指名いたしますので、指名の後ご発言いただきますようお願いしたいと思います。その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご質問がないようですので、先に進めさせていただきたいと思います。

それではF I S I Mの検討関係の議題に移りたいと思いますが、このF I S I Mの検討に当たりましては、日本銀行の方にその専門的な事柄を聞く機会が多々あるかとも考えられますので、メインテーブルの方にぜひお移りいただきたいと思います。

それでは、これから事務局からこのF I S I Mの検討ポイントについて説明がございます。説明の後に、本日は初回でございますので、委員全員からF I S I Mを検討するに当たってのご注文とか期待や課題等につきましてご意見をいただきたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

分配所得課長 それでは、F I S I Mの関係の説明をさせていただきます。

私、分配課長をやっております百瀬と申します。よろしくお願ひ致します。

お手元の資料4に沿って、まず、今後の審議予定についてご説明申し上げ、引き続いて資料5に沿ってF I S I Mの検討に当たっての基本的なポイントについてご説明申し上げます。

それでは、資料4を見ていただきたいのですが、F I S I M検討委員会の今後のスケジュール(案)となっております。

本日第1回目ですけれども、本日はF I S I Mに関してのこれまでの検討状況と課題についてご説明して審議していただきたいと思います。

ここに第7回まで書いてありますけれども、今の時期、計算部の方で進行中ではありますが、12年基準改定作業というのが来年中、17年中に公表をする予定になっておりまして、その時期にあわせましてこのF I S I Mに関しましても、その公表の形式につきましてまた後ほど触れたいと思いますけれども、本系列あるいは参考系列、そういう選択があるかと思いますが、いずれにしても、そういう基準改定と同じ時期に公表をしていきたいと事務方では考えております。

そうしますと、それに合わせるためには、ここの第5回、平成17年6月中旬、この時期にほぼ方向性を出していただきたいというように考えております。それで、秋の時期までにということで考えますと、1回予備日で第6回がありますけれども、検討をしていただくということでございます。

それで、第5回の結論を導くために、本日も紹介いたしますけれども、いろいろな課題があるということで、第2回、第3回、第4回にはそういう試算の数字とか表章案等を示していきたいと予定しております。

それから、公表後の第7回のところですが、一応出した形態についてのご意見とか一般のユーザーの方の意見等をまた踏まえたご検討をいただきたいというスケジュールを考えております。

以上が資料4でございます。引き続きまして、資料5の方にいきまして、F I S I Mの検討にあたっての基本的なポイントということで9枚のペーパーがあります。

最初のところに目次がありまして、導入の意義、これまでの検討の経緯、導入に当たっての課題、F I S I Mの取扱についてという構成になっております。

最初の1、F I S I M導入の意義に関しましては、4月の総会のときにもおおよそのお話ししたわけでございますけれども、F I S I Mの意義という点では、金融サービスの把握をする方法が変わってきている。それで、一般の財・サービスに関しましては、価格が市場で決まって明示的に料金が課されることとなりますけれども、銀行等の金融サービスはそういう料金の明示がなくて料金徴収もない。従来は、この金融サービスに関しまして、帰属計算で求めた帰属利子額と手数料の合計としてこの金額を求めていました。それで、従来の帰属利子方式に関

しましては、参考資料の1ページ目に補1 - 1というのがありまして、これが現行の国民経済計算年報の用語解説、そこに帰属利子とは何かということでその枠に囲った表現になっております。

それで、その真ん中辺に、一たんそういう受取利子及び配当と支払利子との差額を帰属利子として把握するのですが、その把握したままですと生産額が二重計算されるということも懸念されて、その二重計算を除去するために後の方で処理するという処理の方法が書いてあります。

その部分はこの2ページ目のところで続けて書いてあるわけですが、こういう二重計算を避けるということで、具体的にどういう処理をしているかといいますと、参考資料の次のページ2ページ目、経済活動別の国内総生産・要素所得の一覧表で、1 a表と一般に言われていますけれども、このところで欄を見ていただきますと、これは平成14暦年のところですが、(7)金融・保険業の生産額のところのA、44兆という数字があります。その中には、帰属利子の生産額が入っています。それで、先ほど言いましたような控除をするという点に関しましては、その金融・保険業の右から下に行って、小計でトータルの小計がBという形で示しておりますが、これも全産業の総生産の数字になるわけですが、そのところから下の段に「C」26兆何がしの数字がありますけれども、それを控除して「D」500兆くらいの数字が出てまいります。それで、先ほどの「A」の右側の総生産のところには帰属利子分がまだ入っているのですが、この「C」のところでは控除されて、帰属利子を源泉とする総生産はここでキャンセルアウトされた「D」という状態になっております。

これは68 SNAのやり方なのですが、本文の文書の方に戻っていただきますと、3)のルクセンブルグやスイス等の金融仲介業の占める割合が高い国ではGDP自体が過小だという批判が出ておりまして、その関係で、SNAの方もFISIMという新しい概念を導入することによって一般の商品扱いのサービス額をカウントすることになったということにつながっていくわけです。この点に関してルクセンブルグではFISIMの影響がどのくらいあるかというのを、ちょっと飛びますが、参考資料の47ページの下の方に表がありまして、該当箇所を手書きで丸をつけてあります。これはGDPに対する影響ということでございまして、8.23%がルクセンブルグの対GDP比率で、EUの平均が1.26%という状態になっております。

この表に関しては、後程触れますが、参照利率の計算方法に6種類あるということで、2年ほどかけてEUの方でも検討してこの報告書が出てきたのですが、1から4 b等右へ見ていただきますと、ルクセンブルグはその方法がいろいろありますが、7~8%のようにそれほど

違わない数字になっている、EUの平均も似たような数字と、そうした水準の視点では、この参照利率の範囲ではそれほどの差がないということも一応見てとれると思います。

本文の3ページ目、もともとのF I S I Mの導入という部分でございますけれども、その背景等がこの資料の8ページを見ていただきますと、これは93SNAの導入に関する点でございますけれども、6.124.というのが左側にあります。それから、右側に下線が引いてある部分、その辺まとめであるわけですが、「金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について、間接的な測定方法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービスである」というように表現されておりまして、これが一応定義になっております。先ほどの所長のごあいさつにもありましたけれども、主要各国のF I S I Mの導入状況ということで、2)を見ていただきますと、カナダ、オーストラリアは割合独自色が強い形で推計しているのですが、早い時期にF I S I Mを導入した。アメリカも2003年以降、F I S I Mに似た概念でやっている。EU諸国はいろいろ調査したそういうものを踏まえて2005年に導入することになっているという状況でございます。

我が国は、2000年の段階におきましてはF I S I Mを導入しなかったということになります。その部分に関しまして、またちょっと飛んで恐縮ですけれども、F I S I Mの取扱いについてというので69ページのところにその辺の事情が書いてあります。最初の93SNAがあって導入を予定して取り組んだが、いろいろ国際的な議論があり、93SNA本体の移行時にはまだFISIMの内容が動いている段階でもあったという理由が書いてあります。

次に、本文の3ページ、(3)F I S I Mの導入による記録の変更ということで、新しい方式で記録することになるという点です。その部分に関しましては、資料の13ページ以降に付録というのがSNAのマニュアルの方でありまして、13、14、15、16、17という形でそこに記述があります。

それで、この資料の24ページのところにF I S I Mの概念の部分が出てまいりますので、そこを開いて見ていただきたいのですが、金融仲介機関の活動自体は、預金者から資金を調達して運用先にリパッケージした資金を提供することによって利ざやを稼いでいる。この93SNAでは、預金者と運用先の双方がこの利ざやに対応するサービスを受けていると考えます。それで、預金者と運用先が直接のマーケットで取引すればそこで決まる取引利率、これは先ほども出てきていますが、参照利率に相当するという概念ですけれども、で取引ができるであろうけれども、金融仲介サービスを利用することにより、双方がやや不利な条件での取引となっている。資金の借り手にとっては、現実の貸し出し率との率差分、この24ページの参考1の

図表1 - 1でいえば、上の方のAの部分、ここの部分が貸し出しの部分、運用の側です。それから、預金者の側のサービス分というのが、下の方の黒い帯の部分で、ここではB + Cという形になりますが、その幅になってくる。これが今回新たに導入されているF I S I Mのサービスの部分が、ここの真ん中のAやB + Cの部分に相当する部分ということでございます。

このサービス自体は、金融仲介より提供されるということになりまして、更に図で比較したのが25ページの下の方の図です。今の網かけしたのがまたA、B、Cと出ています。帰属利子方式のときは、点線で左側の真ん中に高いところまで受取利子があります。これが実際の決算書上でも把握されるものですが、金融機関にとっては運用した後の受け取り利子に相当します。それから支払利子、これは預金者への支払利子ということで右側の方の背の低い点線の矢印の部分が支払利子となります。今度F I S I Mのときは運用と調達の方が直接に対応したら、この率というのが参照利率のわけですので、所得支出勘定上の財産所得のところに出てくる受取利子、それから支払利子はここの同じ参照利率までの幅、両側に実線の二重線の矢印で書いてありますけれども、その幅としてカウントされるということです。一旦それで受け取って、それからサービスへの支払いをして、残りが決算書上で下の短い支払利子額という形で、形としては財務諸表にあらわれてくるというようになっていきます。

それで、その部分と、6.F I S I Mは一般の財・サービスの同列ということで、普通のサービス扱いになるのですが、そのときに2つの側面から考えることとなります。一応その業としての金融業の生産に関してどういうことになるのかということに関しましては、従来の帰属利子にかわってF I S I Mサービス分が加算されていく。変化分としたら、その額が生産額にオンしていくということになります。その分についてわかりやすいかどうかの点ではありますが、27ページの図表1 - 4、記録の比較という図をつくりました。

下の図 2 F I S I Mの導入による「増減」という表を見ていただきたいのですが、この例としましては、金融は縦に見ていただくと、生産額F I S I MとしてF 90というものを生み出した。そのときに、また新たにこの分は入るわけですが、中間投入、自部門の金融仲介からお金を借りて、そこに経費として払うというのはやっぱり自部門のところもサービスを受けるということで、中間投入のF 30があります。単純化すると、その90から30引いて60というのが付加価値で出てきます。では、この60出たという付加価値が60そのまま増えるのかというところではなくて、ほかの製造業とかサービス業は同じくF I S I Mの購入者となりますので、その経費的なサービス支出として製造業25、サービス業は15を支出する。今までの生産額が一定だとしたら、付加価値の方はその分ずつ減るだろうと考えて、マイナスの25とマイナ

スの15。そうしますと、それを付加価値のところで横に足しますと、ネットで見ると20付加価値が増えていくだろう。そこまでは縦の列ですけれども、今度は商品の流れとして横に見ようというのが中間投入の欄を右へ見ていただきますと、全体が90で、先程の25、30、15が投入されて、それが70なので、最終需要としては20が残ることになる。これがG D Eを20増やし、それからG D Pを20増やすという図式になると考えます。

従来のやり方というのは、先ほど2ページ目で見えていただきましたキャンセルアウトするという状態になります。

下の図<2>でも、実はほかに一般政府とか非営利とか積み上げで生産額を推計している経済活動がありますので、ていねいに表現すればこの部分に関しましては生産額も変わってくる。付加価値が変わらないとしても最終需要は変わってくるだろうというところがあり、影響はこれ以外にもあるということも含んでおいていただきたいと思います。

5ページにいきまして、これまでのF I S I M検討の推移ということでございます。

(1) 93 S N AでのF I S I Mというところに関しましては、先ほどの図の帯のところに出てくるという、その式そのものでございます。

そうした事情があったのですが、(2) のところでEurostat / O E C D等の国際機関や国際会議での検討というのがあります。この部分に関しましては、参考資料の28から29ページに国際機関での検討の大どころをリストアップしてあります。

それで、28ページの左上に、1996年6月にE U R O S T A T合意事項として、ここに4項目ほど書いてあります。ここで注目すべきところは、その2番目のところに、「F I S I M対象は、調達残 = 運用残となっている部分に限定されない」という書き方をしております。実は、この時期に93 S N AのFISIMの考え方には問題があるのではないかという議論が出てきました。それに関しましては、この資料の31ページ以降に資料をつけてあります。オーストラリアの統計局のピーター・ヒルさんという方が、自己資金に関してもF I S I Mが生まれているはずだ、生産が生まれているはずだ等の主張をしております。35ページの中程に「自己資金による貸付」と記述されておりますけれども、36ページの3行目のところに、93 S N Aでは誤った推論をしているというように書いてあります。こういうペーパーが出されている時期を見ますと1996年4月から5月にかけて、E U R O S T A Tの会議があったこの時期でございますけれども、こういうものを受けて、まだ限定されないという表現になっていると考えられます。

そういう議論があって、ある程度の宿題を抱えつつ、29ページ上部に、2002年6月E U会議の合意事項が書いてあります。ここで提出された報告の資料というのが43ページにあります。

先ほどのヒルさんの件とか、参照利率の推計方法の議論があったということもあり、報告書の中では、先ほどもルクセンブルグのところを見ていただきましたれども、EU各国ともそうした推計方法で試算してみたらどうなるかという宿題を受けて試算され、2002年6月に報告された。更にEU内では2002年12月に最終案を勧告して、昨年10月に決定した旨の発表があったということでございます。EUの状況については、43から51ページまでのこの内容でほぼ決まっているということでございます。EUでの参照利率としては、インターバンクレートを用いるということがそこで決まっているということでございます。

それでは次に、我が国はどういう状況かというのが6ページの上方にあります。我が国の状況に関しましては、縦長の方の参考資料の53ページのところに、同じような一覧表があります。

そして後の58ページの参考5に、それぞれの委員会等の内容の部分があります。我が国の検討では、国連(等)の93SNAのマニュアルでの整理やEUの動向を踏まえた上で、我が国の実態を如何に表現すべきかが検討されてきました。その結果、日本の場合は証券会社は特別扱いすべきでFISIMの対象にしようとか、債券は一般にはFISIMの対象にならないんだけど、金融債と私募債は入れておくべき等、日本の実態を背景とした判断がされて、それでマニュアルやEUの動向とはちょっと違う格付けが行われているという経緯があります。

この経緯に関しまして、6ページの2)のところに、今言った項目の説明がありますし、それから、参考資料54ページに金融機関の範囲ということで一覧表があります。

この上の一覧表は、左側がSNAの分類であり、中程は我が国の扱いとなっておりますが、S124金融補助機関に国際的には入っている証券会社がS123その他の金融仲介機関の方に格付けられるという状態であります。その下の方に理由として、信用取引等が発達しているということが上がっています。

その表の右側には「帰属利子方式」での対象機関に がついていて、一番下の保険だけ×です。更に右はFISIM方式での対象機関には がついていて、中央銀行と金融補助機関に関は外れています。なぜそういうFISIMの対象とか対象でないという話が出てくるかといいますと、先ほども直接に相対で取引できるような部分は手数料を直接に把握されることになりますし、間接的に徴収されるという部分では、純粹には預金と貸付を基本とした商品に関してFISIMが発生する金融仲介業務の範囲ということになります。預金を集めて貸し付けている金融仲介業務が基本となります。その仲介業務のサービスを把握し計上するために、このFISIMの手法を使いましょうという新しい手法の導入ということになります。その金融商品の範囲も、先ほども触れましたが日本の場合は金融債はワイド等のように普通の定期預金と

同じものとみなせるということで、金融債はF I S I Mの対象になっています。私募債もそういう貸付的な部分があるので特別扱いをした方が良いのではないかとということで、これまでそういう結論になっております。

それで、主体となる機関と商品の組み合わせに関して、これまで整理してきたものの一覧表が56ページにあります。上段が海外で、アメリカ、オーストラリア、カナダ、それからEUという順に並べてあります。アメリカはそういう公募をしているものまで全部入れる、カナダも似たような形、オーストラリアはEUに近く、そういうものは入れない扱いとなっています。日本では先ほどの整理をして試算をやっています。直接に比較ができるというものではありませんが各回の特徴を表にしてあります。

その右側に参照利率の計算方法別欄があります。ここでM1と書いてあるのはインターバンクレートの意味なのですが、計算内容の説明は66ページにまとめてあります。Method 1 (M1)というのは銀行間の調達(相手は貸付)の支払利率を残高で割った率です。この率自体は銀行間で資金を融通する形のインターバンクレートということです。これ以外にも想定されていた6つの方式に関して、右側で一覧としています。

我が国の場合も、試算の欄でのM4 aの計算内容は調達と運用の利率を単純平均して求めた参照利率を用いたケースということです。加重平均方式での試算もしていますが、今回2003年で試算した方法は、EU方式のインターバンクレートに準ずる金融機関間取引の参照利率を計算しこれを用いての試算です。この参照利率の性格には後でも触れますがそういう整理の表になってるということでございます。

先ほど触れましたが季刊の国民経済計算からの抜粋で補5と補6があります。この補5は2000年度の試算、補6は2003年度の試算となります。

このような仕分けをした上で、具体的な処理が57ページに簡単な表としてあります。中程には資金の貸し手側の商品、右が資金の借り手側の商品で私募債と金融債と預金と貸出について整理しています。個別の機関とクロスするところが黒くなっていますが、その部分に該当するところの「受け取り利率」を把握しているということでございます。

先ほどは議論の概要の表だったのですが、58、59、60ページでは課題項目に関して、まず金融債、続いて参照利率や負のF I S I M、F I S I Mの配分、F I S I Mの輸出入、それからF I S I Mの実質化の課題に関する議論の推移の概要を整理した表としています。

61ページでは、例えば輸出入を形式的に計算すると、負のF I S I Mに出てきてしまうということです。上段が在日本の金融機関としていますが、中程のところには調達利率が計算さ

れ11.2%、取引相手は海外にいますが、上段左の受取利子のところを計算すれば運用利率が2.47%となります。これらの計算に用いたデータは12年度の国際収支表と資金循環表から計数を把握したのですが、基礎資料から直接データを把握し計算すると一見奇妙な比率が計算されます。通常では運用率が調達率より高率になるはずなんですけれども、ここでは逆転しています。相手が違うことなどいろいろですので、こういう差が出てきてもそれは当然のことだろうというところでございます。

先程2000年度と2003年度に試算をしたといいましたが、議論の中で触れる可能性もありますので、それぞれの試算での手法の違いを比較したのが参考6(「62-1」と「62-2」ページ)です。

今回の2003年の試算での参照利率の計算方法については、似た式のため混乱することがないように「62-3」ページでは、具体的に式の要素の説明をしています。それというのも先ほどの24ページの図の参照利率(R_r)に相当します。この中間にくる参照利率の求め方として「インターバンクレート」に準ずる方法として計算しています。ここでの参照利率は、銀行等の金融仲介機関が金融機関(保険等も含む)から資金を調達する時の率となっている。金融仲介機関が支払利子額をそこに持っている残高で割り算して参照利率を求めたところ、調達利率と運用利率の間に収まったということです。そのときの金融仲介機関から金融機関へ支払った支払利子額とそれに対応する範囲の国内金融仲介機関が保有する調達残高も決まっています。(考え方としては)個別機関が支払う支払利子額を把握する。

なお、調達の相手側の金融機関というのは、2.のところに出てきますけれども、保険会社と非金融仲介機関を含むすべての金融機関の範囲となりますが、この範囲の計数から参照利率を計算したところこの範囲に入っているということです。

ちなみに、先程の24ページの下の調達利率 b_r と運用利率の a_r に関していえば、運用側の貸付先はすべての企業や業種が対象となり、そういうものが全部入っている。調達の方は、家計やそれら預金全部が入っている。下の調達利率と上の運用利率の間に線が入っている。真ん中の線だけは仲介機関が金融機関に支払っている利子分の率ということでございます。

それで、右側の62-4ページのところにグラフがあります。昨年6月頃まで行っていた従来の方法は、参照利率を調達利率と運用利率の単純平均で求めていたもので点線の右側のグラフの部分です。それで、今回の方法は の実線の部分(62-4ページ・グラフ)というのがインターバンク・レートに準ずる方法でございます。それで、使用データの差が出てきているということでございます。

導入に当たっての課題の部分が7ページ以降にあります。まず、今のインターバンクレート方式によってここ10年間推計しておりますけれども、それから更に遡及したときに、この範囲(調達利率と運用利率の間)におさまるのかどうか、検証しておくべきということでありませう。それから、EUではこのインターバンクレートを最も適切な参照利率と位置付けているので、その辺も大事にしながら問題点を解決して先につないでいきたいと考えています。

あとは、2)のところの若干の課題という意識のものですが、もともと93SNAではFISIMに関しては帰属利子の総額 = FISIMの総額となっています。そういう額での制約があれば、急に巨額になるとか、帰属利子との差が大きくてでしてしまうとかの心配はなかったわけですが、そういう額の制約が今すべて取っ払われたように見えてきてしまいます。そうすると、推計の補助データとなる残高によっては大幅に額が動くなどの恐れが出てきてしまいます。額に関しては全くのフリーでいいのかなとちょっと心配なところがあります。

それから、2)のb)のところですが、加重平均方式も以前には検討しています。これは参照利率より上の面積と下の面積が一致するという考え方があれば、教えていただきたいというところがございます。

2番目の大きな問題として、配分問題を7ページの下のところを書いてあります。先程触れた配分先がどうなるかということと、それから、この参考資料の18ページのところ書いてありますが、もともとSNAのマニュアルでは制度部門別には配分を絶対しなければいけないが、産業別には余り無理しなくてもできる範囲で良いともとれる記述があります。4月の総会の場でもI-O表と同じようなことをやるんでしょうねという指摘もありましたので、できるだけ日銀が作成している産業別の貸出残高データ等を利用して分割できるところはしていきたいと考えております。

第3点は8ページにいきまして、配分問題の一部としての位置付けでもありますが、FISIMの輸出入の推計という課題があります。海外との関係を把握することから国内だけの資料では十分ではないということとなります。先ほど見ました61ページでも単純に計算すれば、マイナスのFISIMが出てきます。先程のように調達利率が運用利率を上回るという全く逆転しているところはそのままでなく、でどういう考え方で整理していけばいいかということになります。考え方の視点としては我が国の輸入に関しては海外の金融機関の輸出が対応し、海外で生み出したものを日本国内にサービス提供すれば、我が国の輸入となります。日本の金融仲介機関が海外や日本国内のものに提供する部分は、それは国内であれば国内の消費先ですが、海外であればそれが全部輸出になるという考え方でもう一つ先の整理ができるのでは

ないかと考えております。ここも何かいい考え方があったらお聞きしたいというところがございます。

第4点は(4)帰属利子方式に代わるF I S I Mの産出額推計方式への移行に伴う影響等の把握ということです。この点に関しては、総会での課題紹介の場でも少し心配だということも言ったわけですが、参考資料の26ページの図でみると、F I S I M発生にはいろいろと商品の側での制約があるし、機関の側での制約もあるので、F I S I M発生は1.の範囲に限られる。帰属利子のときは全体1、2、3、4が対象になっていたのですが、今度のF I S I M発生は1.の部分のみとなります。ただし、F I S I M側からの整理では2、3、4は手数料として把握されているはずという考え方をとっております。そのところが、実際にも手数料として把握済みとなっているのかどうか、これは事務局側が精査しなければいけないことなのかもしれませんが、そういう(新たな視点からの整理が必要な)部分があるということです。

(5)のところは、金融サービスに関してF I S I Mの概念・範囲を、今さっき見たように1.の井ゲタの一部としての1.を対象として今は考えられているわけですがけれども、O E C Dの方ではそうやって分けることは難しいので、全体をその対象にしたらいいのではないかと、金融仲介に限ることもないのではないかというような金融サービスをF I S I M方式で推計しようという動きがあるようです。その辺も踏まえて、今後の動向を見ながら検討していく必要があるということでございます。

F I S I Mの取扱についてというのが4番目でありまして、先程も紹介しました69ページのところに、2000年の93S N Aの導入の時期でのF I S I Mに関する記述があります。そこでは、まだ概念等の考え方が国際的にも必ずしも固まっていなかったということもあり、導入を先へ延ばした。しかし、公表に関しては、参考系列で表章することを目途としているというように書いてあります。(導入により)金額も相当変わるだろうし、それから推計手法などもまだ試行錯誤部分があり、ここ1~2年ではなかなか確定できないところもあるだろうということもありまして、一応試算として参考系列として公表して、それで一般のご意見とか専門家のご意見を聞きながら、本系列に入れられるものか、という議論をしていただいた方が良いのではないかと事務方では考えているところでございます。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

井原委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほども申し上げたのですが、本日は初回でございますので、委員全員の皆様から、ただいまの説明等につきましてご意見をいただきたいと思っております。これも先ほど申し上げ

ましたけれども、F I S I Mの検討を進めるに当たっての視点、注文、期待や課題に関する意見を中心にお願いできればと思います。

なお、資料5の7～9ページは、事務局が現時点で考えている課題リストになっております。ここで上がっていないものを追加していただいても結構でございます。

それでは時間も大分ありますので、どうぞ。林先生、お願いします。

林委員 私は相対的に比較優位があるのは、コモ法とデフレーターなので、余りF I S I Mは詳しくないのでありますけれども、たまたま私が下請訳をした93S N Aの箇所にF I S I Mのデータというのがあり、これがF I S I Mに関する縁だろうと思うのであります。ご説明を聞いておりまして、我々は何を議論をすればいいのかということがはっきりしない。課題は幾つか出まして、非常に大ざっぱに言いまして、一つは事実を選択することになる。これは自己資金も含めまして対象範囲をどうするか、それから配分問題は どうする ということが大きな問題だろうと思います。あとは幾つか問題がありまして、いろいろな問題が指摘されたと思いますけれども、我々はこういう問題に関してどう答えればいいのか。例えば参照利子率についてはこんな利子率を選ぶべきであるという意見を申し上げればよろしいのか、そういうことが我々に対する求められていることなのかどうか、あるいはいろいろなその他の問題についても、例えば自己資金も含むべきかどうかとか、金融サービスに拡大すべきかとか、それから、配分も全産業に配分する方がいいのか悪いのかというようなことの決断も求められているのかですね。

今後、この会議で私たちが求められている答えは、具体的に言うと、そういうような答えを求められていると解釈してよろしいのでしょうか。それに従ってやると、そういう資料が今後どんどん出てくると考えてよろしいのでしょうか。

次にちょっと気になる記述がありまして、9ページの一番最後に、「今回の基準改定ではF I S I Mを直ちにS N A本体に導入するものではない」ということを各方面にアナウンスしておく必要がある」という文言があるんですけども、これはまだ今後におきまして、F I S I Mはまだ参考資料にとどまるという記述なののでしょうか。要するに、国民経済計算の計数の中にF I S I Mがちゃんと取り入れられなくて、まだ依然としてF I S I Mは今度の基準の改定においても参考資料にとどまるという記述なののでしょうか。もし、それでしたら、できるだけ私は数字を本体の中に入れていただきたいと思ひまして、基準改定が済んだ後で、また本体に組み入れるということになりますと、現状とF I S I Mを含んだものと少しG D Pの額とか経済成長率を変える可能性がありまして、基準改定の後にまたG D P総額とか経済成長率が変わ

るようなことがあると格好悪いということもありますが、私自身としてはできるだけそれまでにきちんとした推計方法を一応決めていただいて、国民経済計算の再度の改定計数の中にきちんとおさめていただきたいというのが私の希望でございます。

以上でございます。

井原委員長 ついでに、今のご質問につけ加えるとすれば、本委員会の位置づけなんですけれども、この委員会でそういう結論を出すのか、それとも、意見を申し上げるのか、そのところをついでにお答えいただければと思います。

分配所得課長 今のその部分に関しましては、まず、林先生が最後言われていたSNA本体にうまくいけば入れていいのではないかという点については、検討の結果、そういう状況になってきたということになっていけば望ましいと考えますけれども、ただ、事務方で考えるのに、多分この推計自体は遡っても 今は90年までありますけれども、それより前に見ますと、資金……。

林委員 参照利率が真ん中に入る可能性があります。

分配所得課長 ええ、そうなんです。過去に遡り資料を集め推計を進めていったときに、参照利率が現実に範囲(調達利率と運用利率の間)におさまるかどうかわからないという心配があります。もともとそれを推計するデータが、例えば現在改定中の資金循環表が(70年か80年以降)利用できる形には遡及されていないかもしれません。そういうデータ面の制約等があって、それで最大限努力して今のところこの1年半ぐらいでできるとしても、80年までが限界となります。ほかの系列は55年(昭30年)まで遡ったSNA体系としての系列(68SNA)がありますが、帰属利子方式とは全く異なるFISIMで、例えば10兆円違ってしまふときに、生産系列の中で断層が79年と80年の間に大きく出てしまう点が心配と考えて、事務方レベルの話ではありますが、そういうところの躊躇もあります。そういうところも解決して理解が行きわたるということとなれば、それはそういう異なる系列ということへの対応方をここでご議論いただければよろしいのではないかと考えます。

全体の審議の進め方に関しましては、本日の説明の位置付けとしまして、従来の議論と今後の議論とは、やはりつながっているべきということもあって、これまでに従来の議論が背景にあり日本独自の判断がこのように出ています、ということをご紹介しておきたかったということです。それに関する意見等を確認しつつ、更に次につなげていただきたいと望んでおります。

今回、事務局としても計数を実際に出して、課題を明確にして意見をお伺いするという形

で資料を提示すべきだったのかもしれませんが、そういう過去の議論の引き継ぎの手順と、F I S I Mという突然に新しい概念になって5兆円、10兆円変わってしまうという抵抗感等、もともとのそういう評価のような大きなところのお話を聞けたらというところがありました。(検討再開第1回目としての)ここの位置づけとしては現時点で事務方なりに迷っていることや心配するところを課題として上げました。それから、先生方の方でも、これはもともと変だというようなご意見とか、そういうものを早目に課題として出していただきつつ、この委員会でそういう課題を共有していただきつつ議論を高めていっていただければという位置づけと考えるのですが。

井原委員長 はい、どうぞ。

作間委員 発言させていただきます。

F I S I Mについてはちょっと憂鬱になっている面がありまして、E U R O S T A T、93 S N A本体の規定を改良したというか、一部分に変更を加えたE U R O S T A T案というものがもう確たるものとしてあって、それが実行可能かどうかを技術的に、テクニカルなところを検討するしかやることが残っていないんじゃないかという印象は広くあるだろうと思って憂鬱になっております。実は、僕としてはもっと根本的なところから議論し始めたいと思っています。

その点で、先ほど林委員が指摘してくれた、9ページが一番最後に書いてある、F I S I Mを入れないんだったら入れないでもいいやという捨てぜりふというか、これは非常に期待しております。

それで考えてみますと、ちょっと用語の問題があると思います。現在でもF I S I Mは入っていると僕は思っております。実は、それは配分していないだけだと思っております。どうやら世界的な議論の場でごく最近でき上がりつつある用語法として、配分しない場合を帰属利子と呼ぶ、配分して初めてF I S I Mと呼ぶという用語法ができつつあるようなんですけれども、それは93 S N Aの用語法ではありませんよね。93 S N Aでは現行のやり方も一つのF I S I Mの計測方法として認められているというのが正しい認識だと僕は思っておりますが、その配分した場合に初めてF I S I Mという用語法を使うというのでいこうというのであれば、それでいこうと思います。

まず、基本的なところからやりたいんですけれども、金融仲介機関が何か生産活動をやっているということはもう確かであると思います。つまり、生産の境界内である。生産の境界といいますが、一般的、S N Aの用語で言えば一般的な生産の境界と、それから体系としての生産の境界と二通りあるわけなんですけれども、中でも体系としての生産の境界に入れておかなけれ

ばならないだろう。なぜならば、有給雇用にかかわっているからですけれども。それから、それにしても現行SNAのように中間消費として処理するという方法はまだあるわけなんですけれども、先ほど百瀬さんが言われたように、ルクセンブルグ問題、金融センターを持つ小国のアクティビティの問題がありまして、最終的な項目に入れて処理しないと、そのような問題を解決できない。そこまでは合意事項なのかなというふうにも考えております。

それで今、一番重要なたたき台としてEUROSTAT提案というものがあるという位置づけで、では、EUROSTAT提案というものがどういうものなのか、93SNA本体におけるレコメンデーションから若干の変更を行っているわけですけれども、それをどういうふうに見るのかなというのがこの会合で議論しなければならない問題なのかなと思っておりますが、先ほど百瀬課長の報告のうち、何点かに反論しておきたいんですけれども、まず、参照利子率の問題、93SNAの記述でもEUROSTAT提案とはちょっと変わっている部分が実はあると思うんですけれども、93SNAではとにかく唯一の利子率が世の中に存在するという仮定で書かれているとしか思えないんですが、そんなものはあるのかということですよ。理論的なモデルだったとしてもかく、統計作成にそのような虚構を置いておくべきではないのではないかと思います。もしかすると、貸し手、借り手が直接対応した場合に得られるのが参照利子率だとすれば、百瀬課長がそういうふうに説明しましたから、借り手×貸し手の数だけ掛け算をした結果の数だけ参照利子率があり得てもおかしくはないのではないかと。つまり、参照利子率はユニークですというのは非常に問題であると思います。

それから輸出入に関しては、これは非常に問題が大きい。EUROSTAT提案でも実は輸出入FISIMに関しては、唯一の参照利子率という大前提を放棄しているように思われるんです。参照利子率の問題が1点目。

2つ目の問題として、ヒルさんの話が出てきました。ピーター・ヒルといいますと、実証分析をやっていらっしゃる方はだれでも知っている名前だと思いますけれども、OECDの統計部長を長い間務められて、もとはイーストアングリア大学だったと思いますけれども、何で現在オーストラリアの統計局が所属になっているのか、僕はよくわからないんですけれども、息子さんはオーストラリアにいるからかなと思っておりますが、ヒルの提案として、93SNAの本体では自己資金の部分は除けということになっていましたよね。それを入れると、どうなんだろうかというふうに思っております。でも、自己資金を運用するというのは、別に金融機関に限らず、いろいろなところはやっている。例えば商社もやっていると思うんですよ。それから、似たような話は、例えば不動産業でないところも不動産売買をやっていて、どう考えれば

いいのかというのが大きな問題になると思います。

それから、中央銀行に対する取り扱いが3点目ですけれども、93 S N A 規定と、それから E U R O S T A T 提案とかずれている。93 S N A では、中央銀行に関しても、そのほかの金融仲介機関でも同様に、要するに、ルールどおり F I S I M を計上しろということになっているわけですけれども、多分おかしいことになるということに気づいたんでしょうね。どうなるんでしょうね。

中央銀行の扱いについては、(日銀の)大森さんが来てらっしゃるから後で意見を伺いたい。要するに、調達利子がゼロ、お金刷っているからというといけないのかもしれませんが、その辺は後で説明していただくことにして。そうすると、借り手 F I S I M だけになるんでしょうかね。借り手側、それにインターバンク、日銀がインターバンク以外で金を貸すとは思えないので、インターバンクで日銀が資金をほかの銀行に出す、それは当然インターバンク・レートだろうと考えると、やっぱり普通の93 S N A 本体の F I S I M 方式だと不合理があるんじゃないか。その辺、大森さんがせっかく来てらっしゃいますから、後で説明していただくことにして、中央銀行の問題があらうかと考えます。

次に発言したいことは、機会費用の観点と、特に先ほど申し上げた唯一の参照利子率という観点とがどうも矛盾しているように思われる。例えば2%で自分の資金を運用する機会を持っているとする。預金利子は1%だったとする。1%安い、要するに機会費用があったわけですけれども、そういう費用をかけて預金している。そうすると、その1%というのは、その預金に対して、預金のサービスに対して支払った金額なんだろう。それが機会費用の観点からの説明で、最近では金融機関の活動に関するユーザー・コスト・アプローチとかで、こういうので説明が行われることがありますけれども、それとの関係、参照利子率方式。参照利子率方式でも、もしその機会費用の観点を徹底するならば、預金者ごと、借り手ごとにそれぞれ機会費用が別に計算されなければならないだろう。多分、一般的な顧客である普通の家計預金者というのは、自分の資金を運用するといったって大した利子率は望めないかと思うんですけれども、大体インターバンク利子率なんというのは、一般の預金者でインターバンク・レートでお金を運用したいんだけど、無理な話だと思うんですが、機会費用との観点との整合性があるのかないのかというところは非常に気になっている点です。

最後に、これは単純な質問ですけれども、従来から68 S N A では銀行及び類似の金融仲介機関に関して帰属利子を計上する、銀行の帰属サービスを経由することになっていたんですが、したがって、証券会社が銀行類似の金融仲介機関というふうに呼ばれる可能性は全くないと、

僕は68 S N A の概念上は思います。銀行類似のといったら銀行と同じようなこと、要するに、預金という形で決算手段を提供しているということが一番大きい銀行類似ということの意味のとり方だと思いますから、証券会社はそのようなものではないだろう。それを我が国の慣行では、いわゆる「帰属利子」の計上されていた、これはなぜだろうと、どうも先ほどの百瀬課長の説明でもよくわからなかったのもう一回、そのこのところの経緯の説明をよろしく願います。

以上です。

井原委員長 今の質問で、答えられるところだけお願いします。全部はちょっと無理かと思えますので。

分配所得課長 証券会社に関しての現行の帰属利子方式による推計では金融機関として扱い帰属利子を推計しています。受取利子として決算書に出てくる個々の会社というよりも、業界団体が取りまとめた各社の財務諸表を合計した計数を基礎データにしてそうした財務諸表から受取利子、支払利子、それから配当、そういうものを把握し計算しています。その仕切りからすると、この F I S I M は金融仲介機関、先ほどの井げたのところに限られてくるのですが、従来の方式では、その金融仲介機関で国債の受取利子があれば、その計数が把握され加算されるという計算が行なわれます。実情としてそういう整理となっています。

その F I S I M による整理がされて、この証券会社の扱いというところで、先程の資料にもあり、把握できている記録によれば、現時点では背景等の深いところがそれほど正確に把握できているというわけではないかもしれませんが、株の購入を希望する顧客に対してお金を貸して(融通して)、利子を得るということが、それは信用事業、信用の部分に近いものでないかという整理がされているというところがございますけれども。委員長、何か。

井原委員長 証券会社の F I S I M 的な行為というのは、信用取引を頭に置いているんですか。

分配所得課長 信用取引という記述があったので……。

井原委員長 私、まだ頭の中に少し入っていないものですから。

分配所得課長 それでは、調べて後でまた(後日報告)。

井原委員長 はい。そのこのところちょっとはっきりさせるためには、具体的にどういう行為を証券会社の F I S I M 発生のもとに考えているのかという話です。それがわかると、非常にそのこのところがはっきりしてくるのではないのでしょうか。

それから、参照利子率の話ですけれども、それは。

分配所得課長 先程、個別で個々の取引というふうにとれるような表現をしてしまったかもしれませんが、いわゆる全体でトータル・ベースでの間接的に計測されるということで、個々ではないトータル・ベースでの計数把握と捉えています。(個々の取引ケースの積上げということではなく)ある意味で簡易的な推計をする趣旨もあり、もともとF I S I Mの計測の前提となっていると捉えています。その点でユーザーコスト方式とは違うのではないかと考えております。先ほどの93 S N Aの6.124.下線を引いてあるところには、「金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価格の測定について、間接的な測定方法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービス、F I S I Mである。」となっています。ここはそのように考えております、個々の取引ことではないということです。

井原委員長 その参照利子率の話は、恐らくご質問の中で、日本の中である時期に、参照利子率というのはリスクを全部取ってしまった純粋なリスクのことですから、それはある時期には1つが存在すると。論理的にですよ、数値じゃなくて、論理的には1つが存在する、そう考えていいんですか。

作間委員 理論的モデルの中ではユニークな参照利子率が存在すると仮定するのは非常に便利なことだろうと思います。でも、それは現実の世界とは別のことだと考えておかなければならないから、統計作成にそのような虚構を用いてよいのかということ为先ほど質問をしました。

井原委員長 私がもしそれに答えるとしますと、今言われたように、理論的に参照利子率というのが存在するという仮定を置いておいて、それを現実の世界の中で推計するにはどうすればいいのかということを考えていく。

だから、もう一つ申し上げますと、このF I S I Mの話をするときに一番重要なことというのは、やっぱり論理的な納得性が一番先になければいけないんじゃないかと考えておるんです。私は論理的な納得性が一番重要と。それに対して現実の世界から、それを現実の数値として推計しなければいけない場合に、データの制約性というのが必ずあります。そのときには、データの制約があるために、もともと考えた数値が純粋に推計できないために、代理的なデータを用いたり、簡便的な方法を用いることによって、それを実際に推計せざるを得ない。だから、そのときに仮に推計方法が先にありますと、これは何のこっちゃという話になってしまいますから、論理的な説得性を先に置いておいて、それができないから、現実的にそれに近い方法としてこういう推計をとりましたよということを常にやっておかないと、世の中に説明ができないんじゃないかと、これが一つなんです。虚構でも何でも、最初に論理的な概念をはっきりしておく必要があるんじゃないかというのが私の考えなんです。

作間委員 わかりました。

井原委員長 あと、何か。どうぞ。

高木委員 作間さんの後だから、もういろいろ質問出ている余りないんですが、確かに参照利子率という考え方は虚構なんです、93SNAでも各国何使ってもいいとは言わないけれども、その国の事情にあわせていろいろ使えますなどという書き方があるから、そうすると、余計何のことかわからなくなってしまうんですね。だから、例えば委員長が言われたように、リスク・ゼロを想定したときの利子率だというふうに断定すれば、それはそれではっきりしていますから、それに一番近い利子率をセットすればいいわけですよ。だから、やっぱり何となく腑に落ちない点というか、利用者を説得できない点は、そういう国際体系であるから、それが各国の事情によるのは当たり前の話であって、何を求めようとしているかというのがまず重要なんだろうと思うのです。

それで、そもそも論は僕はちょっと置いておいて、現実的な話からします。

それで、まず利用者が考えると、従来の帰属利子方式、それから産業別に中間消費に配分した産業連関表の体系というのはまずあるわけですよ。それで、それとこのFISIMがどういう関係にあるかというのがやっぱり一番重要なんだろうと思うんです。特に産業連関表も、もしSNAがFISIMの体系を導入するとすれば、そちらにも影響を与えるわけですよ。だから、その辺はやはりどっちがどっちでもいいんですが、相互交流がありますから、きっちり対応をつけておいてほしいと思います。

それから、先ほどの参照利子率絡みですが、どうしても輸出入が絡んでくると、為替レートの問題がありますから、それはマイナスが出てきますよね。マイナスが出てきたときに、オーストラリアでしたっけ、それを除くとか何とか。FISIMというのは要するに商品扱いしていますから、マイナスというのは解釈しにくいという話になるわけですよ。だけれども、マイナスも解釈さえつけば良いような気もするんだけど、怒られるかな。そういう問題も恐らく抱えているんだろうと思います。

その程度にしておきます。

井原委員長 確かに、利子算定式を考えれば、利子のところで逆転していても為替レートのところでの期待利益がありますからね。だから、そこを一応論理的にちゃんとしておくことが最初に必要なんじゃないでしょうかね。

藤井委員 意見としましては、いずれにしても、委員長がおっしゃるように、理念を明確にして、最終的にわかりやすいものとして提示できるように整理をしていくことが重要ではない

かと思えます。

それで、私自身よくわからないところが幾つかあるので教えていただきたいのですが、基本的にはリスクフリーというか参照利率、おっしゃったような概念的なものがあって、これを基準に金融仲介機関が行う満期変換などのサービスについて把握したい。同時にサービスの相手先も把握するというご説明のように思うのですが、関連する定義が必ずしもはっきりしませんでした。これは後でOECDでの議論のご説明で出てきたのですが、OECDの金融サービスの定義は「リスクマネジメントと流動性の転換」ということで広がっていて、FISIMの場合はそこまではいかないというようなご説明だったかと思うのですが、その差の部分はどういうふうにとっているのかというのがよく理解できませんでした。

もう一つは、先ほど来、証券会社を入れる、入れないという話も出ていますけれども、あらゆる産業が行う金融的サービスをとらえたいのか、金融業という産業分類に入るところについて、そのFISIMを把握したいのかということで大分違ってくるのではないかと思うのです。もともと産業分類というものはあるので、その金融業の部分を活動の内容に着目して、従来配分できなかったことも含めて、作間先生がおっしゃっていたように配分できるような形で概念を再構成しようということであるとすれば、どこかで業種分類は切るといふか、123なら123までとかというようなことになるんじゃないかと思われるし、そうではなくて、金融的なサービスをしているのであれば、ある程度広い業種について把握していくことでFISIMを広くとることが望ましいという理念なのか、それはどちらなのかという点について教えていただければと思います。

それから、これは非常に細かいことで恐縮でございますが、例えば補6、季刊「国民経済計算」の8ページ、具体的に図2というところに、FISIM対象金融仲介機関の金融資産・負債構成というのが出ています。これを拝見しながら参照利率のこととかを考えていますと、グラフの図3で運用利率とか調達利率とおっしゃっているのは、この資産・負債にそれぞれ対応するものの利率を平均されているということなのではないでしょうか。

もう一つは、先ほどちょっと申し上げたこととも関係するんですが、アメリカとかカナダは債券もすべて対象商品に含めているというお話でした。それは多分定義についての考え方に違う面があるからなのではないかと思うのですが、債券まで含めるというところはどのような考え方でアメリカ、カナダの議論があるのか、基本的な考え方だけでいいのですけれども、定義の考え方がわかれば教えていただきたい。

以上でございます。

井原委員長 わかるところだけお願いします。

分配所得課長 それでは、最初の方の金融機関に金融サービスの広いところまで広げるのか、123とかそういう範囲に限定するのかという話に関しましては、この93 S N A 自体もそうですが、金融仲介サービスを基本とするということになっておりまして、それで、それを厳格にやっていると、先ほどの井げたの一部になってくるということです。ここから外れるものは、金融補助機関とか金融の業ではあるんだけど、このF I S I Mの対象には入ってこない機関ということになります。預金等で集めて貸し付けしているという、その金融仲介の部分がFISIMの対象となってきます。

それで、あとのグラフの図3は、なおこの図は先ほどの参考資料の方にも入れてあります(P62-4)。この図の上の運用利率と下の支払利率の計算に関しましては、FISIMの対象範囲に入ってくる金融仲介機関が貸し付けている(FISIMの対象となる)商品部分に関しては「残高」もあるし「受取利息」も把握しているので、(残高を分母とし受取り利息を分子とする)それらの割り算によってオール・ジャパン分の運用利率を求める。貸付業務を他業種に手広く広げた形での運用残高であり受取利息に相当する。調達の方もそういうことで、金融仲介機関が調達した残高部分とそれが対応している今度は支払利息ですが、割り算によって調達利率を求めているということです。

更に、2つの率の間にある参照利率というのは、限定される金融仲介機関が金融機関から調達している率ということで、この図3の の実線の率として表現されているというところでございます。

それから、基本的にリスク・プレミアムを排除している点については、この参照利率の概念自体、そういう率であると定義されていると、そういう理解であります。

井原委員長 私も知りたかったんですけども、何でアメリカが証券類を入れているか、その考え方。

分配所得課長 そこについては確認したいと思いますけれども、基本的に、いろいろな金融業の生産の議論が背景にあり、それをF I S I Mという生産概念で把握するときに、この狭い範囲に必ずしも限定しなくてもいいんじゃないかという、そういう発想のように思われるんですけども、その部分の記述を探してみます。

井原委員長 それをはっきりさせてください。論理的な考え方を次回に。

分配所得課長 はい、それでは。

佐々木委員 私、申し上げるようなことはほとんどないんですけども、どちらかというと、

私は余り詳しくなくて、むしろデータを使っている側の感想になってしまうかもしれません。やはり使っている側から見れば、整合性がある程度とれていることとか、もちろん先ほどおっしゃられていたように、根本の理念もはっきりさせることが重要だと思います。その中で、実際にデータを使用するということになると、例えば国際的な整合性が、あるいは過去のデータとの整合性が、それとも今の日本の実態をよくあらわすことを考えるべきかなど、いろいろなポイントがありますが、どれを優先していくかという問題もあると思うのです。データユーザーという立場から考えてみると、そこをやはり明らかにすることがすごく重要だということと、例えば、私は金融と国際金融が専門なのですが、国際金融でマクロのことをやっている、各国比較というのが非常によく出てきます。そのときにデータがちょっとずつ違ったりということが必ず出てきますので、その辺がすごく気になります。使いやすいようにということも考えていただけたらというふうに思います。

それから、あとはこれからのお話だと思うんですけども、やはりデータのことなので、実際にこういうことになると(方式の違いにより)、これくらいの違いが出てくるという(差の)大きさを示していただきたい。今日の話だけだと、私としてはちょっとピンとこないところが随分ありましたので、やはり方式の違いが非常に大きな数値の差をもたらす場合は重大問題ということもデータのことであると思います。今後そういうことを教えていただきながら進めていただけたらという希望です。

井原委員長 比較可能性というのは非常に重要なポイントだと思います。それから、さっきから何回か出ていましたが、これは林先生のご指摘とも関係があるんですが、データの安定性の問題です。例えばさっきのアメリカの方の例ですと、こういうことを考えているのかなと思うんですけども、貸付の割合がどんどん減って、それで直接、例えばジャンク債が何かでの資金調達が増えたときに、これも一緒に入れておかないと安定性が損なわれるとかという、そういうこともひょっとしたらアメリカの場合は考えているのかもしれない。

佐々木委員 当然、背後にある活動と関連しているのではないかという感じがします。

井原委員長 それは当然各国の事情が反映して、それで、市場化が非常に進んでいるところとそうでないところでもまた大分違いますから。ですから、比較可能性というときにもある程度の限界はあるということを前提に考えておかなければいけないかなというふうにも考えておりますけれども。

ということで、今日はいろいろ大変貴重なご意見をいただいて、何かさらにつけ加えることがございますでしょうか。

先ほど後でお聞きするという話になっていましたが、何かございますでしょうか。中央銀行でどう扱うか。

日本銀行 すみません、今日代理で来ているものですから、余り細かくは言えないんですが、一般論としては、93 S N A方式で計測した場合、産出が負になることは十分あり得ます。E U R O S T A T方式で計測した場合は、当座預金に金利が付与されていない限りは、恐らく産出が負になることはないのではないかと考えられます。理論的に貸出しによる金利収入は発生するほか、負債側は銀行券と無利子の当座預金であれば調達コストはゼロです。その際の参照利子率は何かというのは、恐らくそれは多分、インターバンク・レートを使うことになると考えられますが、少なくとも負債側の調達コストはゼロであり、インターバンク・レートとその差額だけははっきり出ますので、そういう考え方は確かにあり得ます。ただし、当座預金に金利が付与にされているようなケースを考えると、これは常に正になるという保証はありません。93 S N A方式の場合ですと、調達側に預金以外のものも入ってきますので、仮に手形の売出や売現先を行ったようなケースは、金利を支払うわけですね。このような場合、常に貸出しからの受取金利の総額の方が支払金利の総額より多いとは限りません。ですから、本来、これをもって仲介と言えるかどうかというのは大いに疑問ですし、実際に現在は国連でもコスト積み上げ方式で中央銀行の産出を評価してもいいということをつしかな容認しているはずで

中央銀行の取扱については、93 S N Aの改訂第1版では、今おおよそFISIM方式でいくのか、コスト積み上げ方式でいくのかという2つを並記しようという方向にあることは事実としてあるようです。このぐらいでよろしいでしょうか。

井原委員長 説明としてはそのとおりだと思います。これからどう扱うかというのは、こちらで検討していかなければいけないと思います。

あとは、何か追加的なものはございますでしょうか。

日本銀行 せっかくですのでちょっと教えていただきたいのですが、56ページの海外の例として推計項目別の比較表というのがありますけれども、アメリカは参照利子率のところに印がついていないように見受けられるんですが、これは参照利子率を使っていないということではないのでしょうか。

分配所得課長 事務方での確認作業が不十分な資料となっています。すみません。

井原委員長 それでは一通りご意見をいただきましたので、こういうものを基本といたしまして、これからこの会を運営していきたいと思

最後に、事務局から次回の会合についてご説明願いたいと思

分配所得課長 本日はどうも貴重なご意見ありがとうございました。

次回の会合につきましては、先ほどの日程表のところにもありましたけれども、一応9月の中旬をめどに開催していただきたいと考えております。検討課題につきましては、本日のご指摘等も踏まえて、またご報告もさせていただきながら対応していきたいと考えております。

中心となるのは、当初の予定では資料4で説明させていただきました参照利率、本日も出ておりますけれども、それと配分先に関する個別課題を中心にご議論いただきたいと考えております。

日程につきましては、もし可能でありましたら、先ほど委員の方々のご予定を聞かせていただいておりますので、委員長の方で決めていただければ幸いかと存じます。

井原委員長 も含めまして、(9月一ヶ月中に)委員全員の出席が可能な時間コマが2カ所だけ出てまいりました。それが9月13日月曜日の午後と14日火曜日の午後です。作間先生だけが両方とも なんですが、どちらの方が有効なんですか。((注) は必ずしも都合はよくないが調整すれば出席が可能という印)

作間委員 どちらかというとも曜日の午後の方がいいかなと思います。

井原委員長 それでは、9月13日月曜日、午後と決めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

そうすると、2時からですか。(事務局から(委員の交通機関の制約があり2時開催が適当として)「お願いします。」の声あり。)

2時からとさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、本日はこれで終了にさせていただきます。

長時間ありがとうございました。